

公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領 新旧対照表

旧	新																												
<p>第1 趣旨 地方独立行政法人法第28条及び第30条、第79条の規定に基づいて山口県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 評価の種類等 評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 20%;">対 象</th> <th style="width: 20%;">趣 旨</th> <th style="width: 10%;">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業年度 評価</td> <td>各事業年度における 中期計画の進捗状況</td> <td>中期目標の達成に向け た中期計画の進捗度の 点検</td> <td>当該事業年度 の終了後概ね 5月以内</td> </tr> <tr> <td>中期目標 期間終了 時見込み 評価</td> <td>当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況</td> <td>中期目標の達成、未達 成の見込みの確認</td> <td>当該中期目標 の期間の第4 年度の終了後 概ね5月以内</td> </tr> <tr> <td>中期目標 期間評価</td> <td>当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況</td> <td>中期目標の達成、未達 成の確認</td> <td>当該中期目標 の期間の終了 後概ね5月以 内</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	対 象	趣 旨	実施時期	事業年度 評価	各事業年度における 中期計画の進捗状況	中期目標の達成に向け た中期計画の進捗度の 点検	当該事業年度 の終了後概ね 5月以内	中期目標 期間終了 時見込み 評価	当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況	中期目標の達成、未達 成の見込みの確認	当該中期目標 の期間の第4 年度の終了後 概ね5月以内	中期目標 期間評価	当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況	中期目標の達成、未達 成の確認	当該中期目標 の期間の終了 後概ね5月以 内	<p>第1 趣旨 地方独立行政法人法第78条の2及び第79条の規定に基づいて山口県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 評価の種類等 評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 20%;">対 象</th> <th style="width: 20%;">趣 旨</th> <th style="width: 10%;">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中期目標 期間終了 時見込み 評価</td> <td>当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況</td> <td>中期目標の達成、 未達成の見込みの 確認</td> <td>当該中期目標の期 間の第4年度の終 了後概ね5月以内</td> </tr> <tr> <td>中期目標 期間評価</td> <td>当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況</td> <td>中期目標の達成、 未達成の確認</td> <td>当該中期目標の期 間の終了後概ね5 月以内</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	対 象	趣 旨	実施時期	中期目標 期間終了 時見込み 評価	当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況	中期目標の達成、 未達成の見込みの 確認	当該中期目標の期 間の第4年度の終 了後概ね5月以内	中期目標 期間評価	当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況	中期目標の達成、 未達成の確認	当該中期目標の期 間の終了後概ね5 月以内
種 類	対 象	趣 旨	実施時期																										
事業年度 評価	各事業年度における 中期計画の進捗状況	中期目標の達成に向け た中期計画の進捗度の 点検	当該事業年度 の終了後概ね 5月以内																										
中期目標 期間終了 時見込み 評価	当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況	中期目標の達成、未達 成の見込みの確認	当該中期目標 の期間の第4 年度の終了後 概ね5月以内																										
中期目標 期間評価	当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況	中期目標の達成、未達 成の確認	当該中期目標 の期間の終了 後概ね5月以 内																										
種 類	対 象	趣 旨	実施時期																										
中期目標 期間終了 時見込み 評価	当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況	中期目標の達成、 未達成の見込みの 確認	当該中期目標の期 間の第4年度の終 了後概ね5月以内																										
中期目標 期間評価	当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況	中期目標の達成、 未達成の確認	当該中期目標の期 間の終了後概ね5 月以内																										
<p>第4 評価の方法 1 (略)</p>	<p>第4 評価の方法 1 (略)</p>																												

旧	新
<p>2 評価項目 評価項目は、<u>次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>事業年度評価 別表第1</u> (2) <u>中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価 別表第2</u></p> <p>3 評価基準及びその判断の目安 評価基準及びその判断の目安は、<u>次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>事業年度評価 別表第3</u> (2) <u>中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価 別表第4</u></p> <p>4 評価の手順 評価の手順は次のとおりとする。</p> <p>(1) 法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出 法人は、この要領に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、<u>次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を業務実績報告書として取りまとめ、評価の実施時期が属する年度の6月30日までに評価委員会に提出する。</u></p> <p>ア <u>事業年度評価 別記様式第1号</u> イ <u>中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価 別記様式第2号</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 評価書原案の作成、法人への提示 評価委員会は、<u>検証結果に基づいて、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定める様式により、評価書の原案を作成し、法人に提示する。</u></p> <p>ア <u>事業年度評価 別記様式第3号</u></p>	<p>2 評価項目 評価項目は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>3 評価基準及びその判断の目安 評価基準及びその判断の目安は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>4 評価の手順 評価の手順は次のとおりとする。</p> <p>(1) 法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出 法人は、この要領に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、<u>別記様式第1号によりその結果を業務実績報告書として取りまとめ、評価の実施時期が属する年度の6月30日までに評価委員会に提出する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 評価書原案の作成、法人への提示 評価委員会は、<u>検証結果に基づいて、別記様式第2号により、評価書の原案を作成し、法人に提示する。</u></p>

旧	新
<p>イ <u>中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価 別記</u> <u>様式第4号</u> (4)、(5) (略) 第5～第7 (略) 附 則 (略)</p> <p>別表第1 <u>事業年度評価における評価項目(要領第4-2(1)関係)</u> (略)</p> <p>別表第2 <u>中期目標期間評価における評価項目(要領第4-2(2)関係)</u> (略)</p> <p>別表第3 <u>事業年度評価における評価基準及びその判断の目安(要領第4-3(1)関係)</u> (略)</p> <p>別表第4 <u>中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価における評価基準及びその判断の目安(要領第4-3(2)関係)</u> (略)</p>	<p>(4)、(5) (略) 第5～第7 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 年 月 日から施行し、公立大学法人山口県立大学の令和5年度における業務の実績に係る評価から適用する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>別表第1 <u>中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価における評価項目(要領第4-2関係)</u> (略)</p> <p>(削除)</p> <p>別表第2 <u>中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価における評価基準及びその判断の目安(要領第4-3関係)</u> (略)</p>

旧	新
<p>別記様式第1号 平成 年度に係る業務の実績に関する報告書(事業年度評価) (略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>別記様式第2号 第 期中期目標に係る業務の実績に関する報告書(中期目標期間評価) (略)</p>	<p>別記様式第1号 第 期中期目標に係る業務の実績に関する報告書(中期目標期間評価) (略)</p>
<p>別表様式第3号 公立大学法人山口県立大学の平成 年度に係る業務の実績に関する評価結果 (略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>別表様式第4号 公立大学法人山口県立大学の第 期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果 (略)</p>	<p>別表様式第2号 公立大学法人山口県立大学の第 期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果 (略)</p>